

紀伊半島森林・林業教育機関共通教科書の作成業務委託 仕様書

1 委託業務の目的

森林管理・林業の担い手が絶対的に不足している現状を鑑み、独自の林業大学校等を運営する紀伊半島の三重県・奈良県・和歌山県（以下、「3 県」という）において、育成された人材が隣接する県境をまたいで業務を行うことが増えてくることは容易に想定される。そこで、その際に効果的・効率的に業務に取り組む事が可能となるよう予備知識を習得し、お互いの森林・林業について理解しておくと共に、各県の特色を活かした業務連携展開につながるようなツールとして、3 県の林業大学校等で使用できる教科書（副読本）の作成を本業務の目的とする。

2 委託業務の内容

【調査・研究の内容】

(1) 対象者

作成する教科書の対象者は、3 県の林業大学校等の学生を主とするが、特に地域の森林を総合的に経営管理するいわゆるフォレスターを目指す者とする。加えて、森林総合監理士、森林施業プランナー、森林・林業経営者、地域林政アドバイザー等も対象とする。

(2) 事前調査

教科書の内容に盛り込むかどうかは別として、3 県の地域性（自然条件、社会条件（歴史、経済等）、地域区分ほか）について事前調査を行い基礎データとして整理しておくこととする。

(3) 体裁

比較すべき項目については、地域を比較しやすいようなフォーマットとする。

(4) 教科書の内容

業務の目的を達成できる内容・章立てとする。但し、森林立地（防災含む）、森林生態、林業の特徴、木材産業の特徴については必ず記載すること。

(5) 監修及び外部執筆

記載内容に監修が必要な場合は、外部有識者の監修を行うこととする。外部有識者に執筆を依頼する場合においても、委託料及び委託期間内であれば認めるものとする。これらの場合、監修箇所、執筆箇所がわかるように教科書内に明示する。

外部有識者の意見等については、別途記録に残すこととする。

(6) 教科書の構成

教科書本文については一定期間変わらないようなセクションと、最新のデータを毎年確認すべきセクションとを意識した構成とし、必要な時期（毎年、5 年ごとなど）にアップデートしやすいつくりとする。

【報告書の作成】

完成した教科書、作成に用いた資料及び外部有識者の意見の記録などをまとめ、冊子及

び電子データにて提出すること。

(1) 仕様(目安)

- ・様式は任意とする。但し完成した教科書とその他の報告書は別冊とする。
- ・冊子は A4 版でフルカラーとする。
- ・電子データ：DVD-R (格納媒体)

使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

○文章等：「Excel、Word、PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

※Microsoft 社 Windows10,11 及び MacOS10 上で表示可能なものとする。

○画像：Jpeg 形式

(2) 内容

- ・教科書の完成品
- ・上記 2 【調査・研究の内容】(2)(4)(5)にて収集、作成した資料
- ・その他、発注者が指示した事項

(3) 納入品

- ・冊子：15部(各県5部)
- ・電子データ：3枚(各県1枚。DVD-Rで納品)

3 委託業務の実施におけるその他の条件

(1) 工程表および担当者の報告

業務の実施にあたり業務工程表、業務担当者届を提出すること。

(2) 発注者との打ち合わせ

業務の実施にあたっては、必要に応じて適宜打ち合わせを行うこと。また、打ち合わせた内容は、打ち合わせ記録簿等の書面に記録し、3県で内容の確認が必要な時は、実行委員会と受託者が相互に確認すること。

(3) 本委託業務の完了時以降において、発注者が指定する方法で成果報告会を実施すること。

(4) 本業務実施に関する関係書類については、業務終了後5年間は保管すること。

(5) 委託業務の実施にあたって、仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、実行委員会と協議を重ねながら決定するものとする。

(6) 紀伊半島3県共同研究事業の過去の成果で受託者が当該研究の中で活用を検討する場合、実行委員会はこれを提供するものとする。

(7) 本委託業務の実施による成果品に関する一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)については、委託料が完納された時点で実行委員会に譲渡するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ当実行委員会の承諾を得なければならない。

また、受託者は成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、当実行委員会に対して、これを行行使しないものとする。

上記に関わらず、成果品に既に受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。

なお、著作権について第三者から異議の申し出等があったときは、受託者の責任において解決するものとする。

(8) 受託者の責による事故等により発生した損害は、受託者が負担するものとする。

4 業務の委託期間

契約日から令和7年3月21日までとする。

5 その他

業務の実施の際には、公募要領「10. 業務の適正な実施に関する事項」に留意して下さい。